# ケアプランセンターあうる運営規程

# (事業の目的)

第1条 株式会社kind careが開設するケアプランセンターあうる(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に 偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ① 名称 ケアプランセンターあうる
  - ② 所在地 沖縄県中頭郡中城村南上原935-1 みどり荘102号

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - ① 管理者 1名(介護支援専門員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支 援の提供に当たるものとする。
  - ② 介護支援専門員 4名以上 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

# (営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
  - ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
  - ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
  - (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる 場所
  - ② 使用する課題分析票の種類 沖縄県版共通アセスメント様式
  - ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅又は、必要に応じてサービス事業所
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
  - (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 地域包括支援センター等から支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供する。
- 3 支援困難事例について、地域ケア会議等により地域包括支援センター及び関係機関と連携を取りながら居宅介護支援を提供する。
- 4 地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることと する。
- 5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 0円
  - ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 100円
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中城村全域(その他の地域においては相談に応じ可能)

## (事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、沖縄県介護保険広域連合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### (苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 事業所は、提供した低居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村、沖縄県介護保険広域連合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力することとともに、市町村、沖縄県介護保険広域連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民 健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者に現に擁護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (身体拘束に関する事項)

第 11 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## (業務継続計画の策定等)

第12条 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (感染症予防、まん延防止の対策)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を 作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 虐待防止に関する研修 年1回
  - ③) 権利擁護に関する研修 年1回
  - ④ 認知症ケアに関する研修 年1回
  - (5) 介護予防に関する研修 年1回
  - ⑥ 感染症に関する研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後において もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日を

- いう。) から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社kindcareと事業所の管理者との協議に基づいて 定めるものとする。

# 附 則

- この規程は、令和元年10月1日から施行する
- この規程は、令和2年3月1日から施行する
- この規程は、令和2年4月1日から施行する
- この規程は、令和2年4月13日から施行する
- この規程は、令和2年10月1日から施行する
- この規程は、令和4年4月1日から施行する
- この規程は、令和7年4月1日から施行する
- この規程は、令和7年5月1日から施行する